

## 第374回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

令和2年3月18日（水）午前10時30分から  
ホテルセントパレス倉吉 ウインザーノース（2階）

### 1 開 会

### 2 挨拶

〔渡部会長〕おはようございます。

〔一同〕おはようございます。

〔渡部会長〕今回もまたいろいろお忙しい中をお集まりいただきました。ありがとうございます。

去年、一昨年だったですかね、大雪で委員会を延期したことがございましたけども、今年の冬はとんでもないような冬で、雪がほとんどないという記憶にないぐらいな冬でございまして、年取りますとありがたいですけど、どっちかという、気持ちの悪い感じだなあと感じておりましたが、今度はコロナウイルスが蔓延いたしまして、世の中何が起こるか分からんなどという感じでございます。騒然としてなかなか落ち着かんとございまして。そんな中ですけども、カニのほうも順調に漁もほぼほぼ終わりましたし、春の漁も始まっております。早く世の中、沈静化して、漁のほうも順調になりますように祈念したいと、ただただそれを願うばかりでございます。

それでは、議事に入りたいと思いますので、皆様、本日よろしくお祈いします。

〔一同〕はい。

〔渡部会長〕その前に、今日は局長さんに来ていただいとりますので、一言、御挨拶をお願いします。

〔岸本水産振興局長〕失礼致します。水産振興局長の岸本と申します。今日は、初めてお見かけする方もいらっしゃるんですけども、日頃から漁業調整ということで、皆様のお力をお借りしてるといことで十分認識しております。今日の会もたくさんの議題がございましてよろしくお祈いいたします。簡単ですが、以上でございます。

### 3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕はい。それでは始めたいと思いますけども、本日の議事録署名人を浜尾委員と板倉委員にお願いしたいと思ひます。よろしくお祈いします。

### 4 議 事

#### (1) くらまぐろの管理計画について（諮問）

〔渡部会長〕それでは、議事に入りたいと思ひます。本日1つ目は諮問事項でございまして、クロマグロの管理計画につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思ひますが、その前に諮問文を局長のほうにお願いいたします。

〔岸本水産振興局長〕【資料1の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕では、説明をお願いします。

〔丹下係長〕【資料1に沿って説明。】

〔渡部会長〕ありがとうございました。委員の皆さんから御意見お願いいたします。これは、要は2ページの管理計画の今のような話で、4.0が1.7トン、大型魚が3.9を6.0にしますよって。

〔丹下係長〕はい、そうです。

〔渡部会長〕諮問があった。

〔丹下係長〕はい。

〔渡部会長〕それと、今の2ページの下の方の、最低でも小型魚の4.9トンとなったので、6.6トンになるのは、この時期はいつですか。期中に上乘せするちゅうことでしょ、その後。

〔丹下係長〕はい。実績確定後に、国から通知がまたあると思いますので、そのタイミングが4月の終わりぐらい。

〔渡部会長〕結構早いなあ。

〔丹下係長〕4月末までには3月31日までの実績が、全国で取りまとまるという見込みですので、4月の終わり頃には連絡があると思います。

〔渡部会長〕なるほど。じゃあ当面は、さっきの案のとおりで、1.7と6.0にしといて、途中で、今の話をすると、早めの時期、4月、5月ぐらいになるであろうという時期に、期中上乘せをして4.9と6.6か、になるであろうというような話ございますね。ほかはどうでしょうか。

〔山根委員〕これは確実ですか。4.9になる。

〔丹下係長〕4.9までは、はい、最低でもと。

〔渡部会長〕はい。いかがでございましょうか。

〔児玉委員〕県の保留枠というのは1割になっとるですか。

〔丹下係長〕はい。1割留保するっていうのは全国でのルールになっていまして。

〔児玉委員〕ルールになってる。何か結構残りが多いなあとって。

〔丹下係長〕ああ、そうですね。

〔児玉委員〕もったいないなあと思って。

〔丹下係長〕もったいないです。

〔渡部会長〕早いこと見直してくればいけどね、時期がちょっと。

〔丹下係長〕結果として95%まで行くと協定、県計画の早期是正措置では、95%まで行ったら、完全に停止しようということになっていますので、それでも5%まではまだ食べることができます。

〔渡部会長〕はい。どうですか。特によろしゅうございますか。国のほうの、何が示された案でございまして、割当が基でございまして、どうこうというわけにはいかんですけど、その後上乘せされるということですので、僅かずつでも増えるということでございます。よろ

しゅうございますか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 では、諮問については特に異議はないというところで進めさせてもらいます。よろしいですか。

〔一同〕 はい。

## （２）鳥取県の海洋生物資源の保存と管理の計画の変更について（諮問）

〔渡部会長〕 ２番目の鳥取県の海洋生物資源の保存と管理の計画についての諮問事項でございます。諮問文をよろしくお願ひいたします。

〔岸本水産振興局長〕 【資料２の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。それでは、説明をよろしくお願ひします。

〔丹下係長〕 【資料２に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。委員の皆さんからの御意見よろしくお願ひします。要は、５トン未満のスルメイカの漁獲が１００トンをずっと切っとるんで、「若干」さえ配分がなくなったということと、あとは、その漁獲努力は別に今までどおりすればいいということですよ。漁獲の規制が特にあるという感じではなくて、そのまま、今までどおり操業してくださいという感じですね。

〔丹下係長〕 そうです。だから、数量がオーバーといいますか、１００トンを超えてきたからといって、何か咎められるということにはならないです。

〔渡部会長〕 にはならないと。資源状況もよくない中で。

〔景山委員〕 ５トン未満だけか。

〔平野事務局長〕 そうです。

〔渡部会長〕 では、５トン以上の小イカはどこに入ってくる、TACの中で。

〔平野事務局長〕 まとめてTAC集計をしています。１９トン船については小型イカ釣りとして。

〔渡部会長〕 この配分だから知事の中には入ってこんな。

〔平野事務局長〕 はい。入ってきません。

〔渡部会長〕 どこに配分されるだあ。国の。

〔平野事務局長〕 小型イカ釣りとして。

〔渡部会長〕 ああ、別にあるんか。

〔平野事務局長〕 ええ、別の配分で。

〔山根委員〕 小型イカ、５トン以上は小型イカ釣りとして。

〔平野事務局長〕 イカ釣りだけ、全くの別扱いですよ。

〔渡部会長〕 ですよ、そんな感じだ。

〔平野事務局長〕 ずっと漁場を転々としながらやっていくものですから。

〔渡部会長〕 ああ、そうか。

〔平野事務局長〕 それを県ごとというよりは、まとめて集計したほうがよいということで、そういうシステム、県ごとにシステムがあって一括集計という形になってます。

〔渡部会長〕 日本海の共通資源だという認識だ。なるほど、分かりました。だから、今回の場合は5トン未満の今度、沿岸の船でございます。

〔景山委員〕 前はほとんど獲れなかった、去年いたようなところ。

〔渡部会長〕 いかかでございますか。

〔景山委員〕 いいですよ。

〔渡部会長〕 配分が薄くなったんで、こういうふうに変えないといけないということでございます。よろしゅうございますか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 じゃあ諮問どおりの了承ということでしたいと思います。

### （3）すくい網漁業の操業に関する委員会指示について（協議）

〔渡部会長〕 3番目は協議事項でございます。すくい網漁業の操業に関する委員会指示について、資料3でございます。事務局の説明をお願いいたします。

〔吉田書記〕 【資料3に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。これも毎年のことでございますけども、鳥取県全体については承認があるということですが、島根県船については実績に基づいて許可証を出すということでございますので、22隻ということで島根県のほうの承認を出すということでございます。

〔景山委員〕 22隻実績があったか。

〔吉田書記〕 はい。31年度はありました。

〔岸本次長〕 漁獲成績報告書で数字も上がってきておるんで。

〔渡部会長〕 これはやっぱり、要するに魚がないということですか、魚というか獲るもんがおらんということですか、来てないということですかね、すくいが。

〔景山委員〕 いやあ22隻も実績があるだけえ。

〔渡部会長〕 いや、数はそうでしょうけども。

〔渡部会長〕 22隻で島根県には通知するという案でございます。よろしいですか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 では、案のとおりでいきたいと思えます。

### （4）ひきなわ釣り操業に関する委員会指示について（協議）

〔渡部会長〕 では次に行きますが、ひきなわ、これも協議事項でございます。ひきなわ釣り漁業の委員会指示についてということで、資料の4でございます。よろしく申し上げます。

〔吉田書記〕 【資料4に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。従来からやっておりますヒラメ保護のためのひきなわ釣り規制の委員会指示でございます。3年間続けるという趣旨でございます。御審議お願いします。これは桁の小底の制限条件に合わせてひきなわ釣りも禁止しようというのが、もともとの発端だったですよ。どうですか。よろしいですよ、これは必要と。酒津の一部意見

があるけど、自分のとこがひかんけえ、いいということなんでしょうけど、でも自分とこではひいてほしくないでしょうから、前では。

〔山根委員〕 地元から出た意見ですからね。

〔渡部会長〕 続けるということではいかがでございますか。3年間さらに延長していくという事は必要じゃないかなというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 では、案のとおりとさせていただきます。

#### (5) 今漁期のズワイガニ漁について (報告)

〔渡部会長〕 それでは5番目に行きます。報告事項が2つございまして、まず、今漁期のズワイガニの漁について報告事項よろしくお願ひします。

〔丹下係長〕 【資料5に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。まあ、順調ってということですか、板倉さん。順調でございましたかな。コロナウイルスで非常に波乱な終盤になりましたけど。でも、量は減ったけど金額は増えたという意味で、順調ですよ。あとは、漁獲割当ということで総量規制から始まって、個別割当になったんですけど、どんな感じですか。個別割当は、やりにくいのですか

〔板倉委員〕 個別は、この3月からやったんですけど、時期的に、西の島前のほうは結構量がありましたけど、東のほうは、あんまり量がない。だけえ、単純に西のほうで操業する船は、個別割当をちょっとオーバーするような感じで、こっちの東のほうをやっとる船は、ほとんどそのまま残るような感じです。

〔渡部会長〕 やりにくいような感じあります、個別割当も。そうでもないですかね。やっぱり年間通してみりゃあ、いいかもしれんけど。

〔板倉委員〕 これも、資源管理にも考慮せないけんことを考えたら、現状でええかなとは思いますがね。獲り放題っっちゃうね、獲らしてほしいという意見もあるみたいだけど、その辺は決めたことは守ってもらって、資源管理を考えてもらっていただければいいかなと思います。

〔渡部会長〕 そういうふうに資源保護のほうがまず先にとという話でしょう。委員の皆さんから御意見、ほかにありますか。よろしゅうございますかいな。もう、時代ですよ。そろそろ本格的に資源管理が始まったなという感じを今の聞きながら思いました。

〔渡部会長〕 魚自体は、値段はどうですか。コロナウイルスが出てから安くなっていますか。

〔児玉委員〕 変わらんかもしれんですねえ。今、また値段上がってきましたんでね、量も少ないということがあるけえ。

〔渡部会長〕 ああ、量が少ない。

〔岸本次長〕 高級魚が結構影響を受けているみたいです。

〔渡部会長〕 ああ、そっこのほうがな。

〔平野事務局長〕 水産課で、各漁港さんなり、市場に聞き取りをしているですけども、具体的

な数字というよりは、聞き取りの感じとしては、やっぱり下がっているのが松葉がに、特に五輝星みたいなブランドのものとかですね。それから、ノドグロなんかも数量少ないんでしょうけども下がっています。一般の魚についてはほとんど変わらないと聞いてます。

〔渡部会長〕 そうですか。

〔平野事務局長〕 実際そこは、豊洲なんかに入っている金額で見ても、やっぱり普通の日常のおかずになるような魚については、変わってない。

〔渡部会長〕 高級品が売れないということだけで、通常のとおりですよという話ですね。これは、では報告事項ということでもよろしゅうございますか。

〔一同〕 はい。

#### （6）地方自治法改正に伴う職員等の賠償責任条例について（報告）

〔渡部会長〕 最後にもう一つあったですね、これも報告事項ですか。地方自治法改正に伴う職員等の賠償責任条例についてということでございます。説明をお願いします。

〔吉田書記〕 【資料6に沿って説明。】

〔渡部会長〕 ありがとうございます。これは、4月1日からですか。

〔吉田書記〕 はい。

〔渡部会長〕 4月1日から、条例が改定になりますということで、今の話でいくと、善意かつ重大な過失が対象だな。故意に何か飲酒運転等のことかなと思ったけども。通常、例えば通勤途中に交通事故を起こしたときに、相手を傷つけてしまったということがあって、賠償責任を負わされるときに、県が払うんでしょけど、そのときに当事者も海区の委員だったら、基準給与年額に4を乗じた額を上限として支払い義務があるちゅうことですか。これは、県は委員に請求できるちゅうことですね。

〔吉田書記〕 そうです。県が委員のに請求する可能性もありますので。

〔渡部会長〕 あと、ここの基準給与年額ちゅうのは、どういうふうに算定するだいな。

〔吉田書記〕 こちらの海区の委員さんになりますと、給与は年額で決まっている額ではないので、その年に開催された海区の回数によって、年の給与は変わってくるのではないかなと思ってます。

〔景山委員〕 ところで海区の委員会の選挙はいつだ、任期は。

〔平野事務局長〕 来年になります。漁業法が改正されましたので、公選というのとはなくなって、新たに推薦等を受け付けて、知事が議会同意を得て任命していくというふうな手続きに変わっていくんですけども、その辺の手続きは、今年中にはある程度まとめます。

〔景山委員〕 来年か。

〔平野事務局長〕 来年です。来年まで延長するということです。

〔渡部会長〕 本来だったら相談されて立つけども、今回は特例であと1年ということですね。

〔平野事務局長〕 そうです。

〔岸本次長〕 漁業法改正に伴い、任期が延びました。

〔井本委員〕 今の任期は来年の3月末ですか。

〔丹下係長〕 3月31日まで延びます。附則により延びております。

〔渡部会長〕 半年間延びるんだな。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 賠償責任は県職員も一緒でしょ。でも、こうしてみると、知事は6倍で、この委員会は次の副知事並の4倍になつとるがなあ。

〔平野事務局長〕 そうですね。

〔景山委員〕 ここは漁業法でやってああだか。

〔渡部会長〕 ですね、はい。

〔景山委員〕 全国でか。

〔平野事務局長〕 いいえ、自治法の扱いです。

〔景山委員〕 鳥取県で決めているのか。

〔平野事務局長〕 鳥取県で決めています。参考にしたやつが多分自治法のランクづけがあったのかも知れせんし。

〔渡部会長〕 多分あるんだと思いますよ。ということでございまして、4月1日からこのようになりますと。

〔岸本次長〕 これは今まで上限が設定されてなく、請求しようと思ったら無制限で請求できてたものを、あえてきちんと上限を決めたというだけの話です。県が請求することはめったにまづないと思いますが。

〔渡部会長〕 普通はないわなあ。よっぽどのことがないと多分。はい。以上でございます。

## 5 その他

〔岸本次長〕 はい。じゃあ1つ私のほうから。漁業調整規則のほうの改正の手續状況について簡単に、資料はございませんが、口頭で説明させていただきます。

現在、規則改正の素案を作成しまして、国のほうと協議を進めている段階なんですけども、その中で1点、委員会の中で協議させていただきました流し刺網漁業の禁止漁業化というところですが、国が、今回の規則改正は、あくまでも法律改正に伴って調整規則例を出す。それに準じた内容でまずやってくれということで、個別の流し刺網漁業の禁止化というのは、時間がないので今の改正が終わった後に、再度受け付けます。今は国が時間がないので、後回しにしてくれというふうに言われました。ですので、今年の12月ぐらいに法律が施行になって、それに合わせて調整規則も施行になりますが、そのときの規則には、流し刺網漁業の禁止化というのは盛り込めなくなったという状況です。今回の改正後は、一段落して来年になってから改めて流し刺網の禁止、あるいは許可の体系を見直して、今、固定式刺網のほかに、まき刺網とか、こぎ刺網とか、刺網漁業の漁業種類があるんですけども、それをまとめて刺網漁業という漁業許可をつくるというのも1つのやり方かなと思っております。その辺は、委員会の中でいろいろと御協議させていただいて意見をお聞かせいただきながら、改めて対策を進めたいというふうに思っておりますので、今回の改正では、そういった状況ということを御理解いただければと思います。

〔平野事務局長〕それとね、今の流し刺網という話をしましたけれども、これまで何回か説明をさせていただいた中で、漁業法の改正に伴って、内水面の規則と海面の漁業調整規則が一緒になると。それに併せて知事許可の体系とかいろいろ変わるので、今回整理した中で、例えば流し刺網というのは全然需要がなくて、いわば今、自由漁業になっているわけですが、漁業者間の中では自主的にやらないことにしようとなっているようなものは、この際だから規則に入れて明文化しようと、前回、前々回で説明させてもらったんですが、どうも水産庁は、ついでにやるというのは一切認めないということでした、もう単純に、事務的に漁業法改正に伴って、今のをそっくりそのまま新しい体系に移していくという、そこだけの作業になりそうだということです。

〔景山委員〕流し網ってというのは、アゴとかサワラの流し網が遅れとるだけん、そういう時代だけえ。

〔渡部会長〕危ないけえなあ。

〔景山委員〕危ないだけえ、もう。これをなあ、やるとなあ、やっぱり難しくなってくるだけん。拡大解釈で。

〔岸本次長〕それで、1つの作戦として流し網も知事管理、許可化してしまっ、もう許可を出さないというやり方もあるかなと思っております。もう自由漁業のままでしないということは、ずっと進めたいと思っておりますので。

〔渡部会長〕流し網は結構危ないけえな、ありゃあ。

〔岸本次長〕はい。

〔渡部会長〕はい。以上でいいですか、報告は。

〔岸本次長〕はい。

## 6 閉 会

〔渡部会長〕ではこれで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、では終わります。ありがとうございました。

〔一同〕ありがとうございました。

令和2年3月18日

議長会長

署名委員

署名委員